




事業報告書

日時	令和5年7月27日(水) 13:30~15:30
目的	沖縄県は他県に比べて国際結婚比率、離婚率も高いことから、各機関で受ける相談の中には国際結婚に関するもの、外国人配偶者とのトラブルに関するものの件数が少なくない。また、トラブルの背景にDV(ドメスティック・バイオレンス)が潜むケースがあることも想像に難くない。本講座では、そうした国際相談を受けた時、あるいは当事者になった時に知っておきたい法律や留意点、ハーグ条約について学ぶ機会を提供し、理解不足によるトラブルを防止するとともによりよい社会資源づくりへの貢献を目指すもの。(「第6次沖縄県男女共同参画計画~DEIGOプラン~」4-4)
対象	沖縄県内の支援機関で相談業務に携わる方、関心のある方
講師	第1部: 谷垣 博保 氏(外務省領事局ハーグ条約室長) 第2部: 武田 昌則 氏(琉球大学法科大学院 教授/弁護士法人ひかり法律事務所 弁護士)
会場	男女共同参画センターていりる1Fホール
定員	100名
参加者	50名
講演内容(概要)	講座は2部構成で行った。 第1部「知っておきたいハーグ条約」 谷垣 博保 氏(外務省領事局ハーグ条約室長) 講師は、ハーグ条約の概要、条約締結国、適用対象となる要件、原則と例外などを紹介した上で、相手の同意なく子どもを日本に連れてきたインカミングの架空事例を用いて申請後の手続きの流れ、問題解決の方法、受けることのできる支援などをわかりやすく説明した。 また、ハーグ条約においては子どもを常居所地国に返還することが原則であるため、DV被害を返還拒否事由として主張する場合には、子を連れ去った親がDVを裏付ける証拠を示す必要があること、海外のDV被害者支援団体などを紹介。 講師は、子どもを連れて出入国する際には「渡航同意書」を用意することが重要であることを指摘するとともに、ハーグ条約について知ってほしい、また不明点がある場合はハーグ条約室に相談してほしいと結んだ。 第2部「国際結婚にまつわる法律問題」 武田 昌則 氏(琉球大学法科大学院 教授/ 弁護士法人ひかり法律事務所 弁護士) 講師は最初に、国際結婚には魅力とリスクがあり、自分たちの国の制度が外国で通用するとは限らないこと、また外国からの影響を受けて制度も変わるとして講話をはじめた。 国際離婚の原則は「外国では協議離婚を認めず裁判離婚しか認めない国が多い」「共同親権を原則とする国が多い」「子の監護権に関する決定は子の常居所を管轄する裁判所がある国が行うのが国際的ルール」である。 講師は、国際離婚に関する「親権・監護権関係」「財産分与・慰謝料・養育費関係」の法律問題の事例をあげ、その中でアメリカと日本ではDVに対する捉え方がだいぶ異なること、日本はハーグ国際扶養条約に批准していないことなども紹介した。また、特に市町村窓口の方に知っておいて欲しい実際にあった問題をデフォルメした事例として、子の国籍確保に関する問題なども紹介し、受講者は真剣に聞き入っていた。
参加者の声	(自由記載欄より抜粋) ・ハーグ条約について学ぶ機会が少ないため、参加できてとても良かったです。説明・資料もとても分かりやすかったです。 ・国際結婚や離婚の手続きの難しさを感じるご講演でした。日本の制度や考え方が大きく異なるため、相談を聞く際は安易に返答するのではなく、専門家につなげる必要性を感じました。事例を通して問題や解決のプロセスを紹介して下さり、理解が深まりました。 ・沖縄は米国人と結婚する女性も多いことから、日米結婚について詳しく知れて良かった。今後の業務に生かせると思った。
講座の様子	 谷垣 博保 氏  武田 昌則 氏  講座の様子
主催等	主催: 外務省・沖縄県・(公財) おきなわ女性財団